

令和元年度「東京都環境影響評価審議会」第6回総会 議事録

■日時 令和元年8月26日（月）午前11時02分～午前11時43分

■場所 都庁第二本庁舎31階 特別会議室21

■出席委員

柳会長、齋藤第一部会長、坂本第二部会長、荒井委員、池本委員、奥委員、日下委員、小林委員、小堀委員、堤委員、寺島委員、平林委員、宮越委員、宗方委員、森川委員

■議事内容

1 総括審議及び答申

「首都高速都心環状線の地下化（神田橋 JCT～江戸橋 JCT）」特例的環境影響評価書案
⇒ 大気汚染、騒音・振動、水質汚濁、土壌汚染、地盤、水循環、生物・生態系、景観、史跡・文化財及び廃棄物について審議を行い、大気汚染、騒音・振動、地盤、景観、史跡・文化財及び廃棄物に係る委員の意見について、指摘の趣旨を答申案に入れることとした。

評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められること並びに大気汚染、騒音・振動、地盤、景観、史跡・文化財及び廃棄物に係る指摘事項について留意すべきことを付した答申文を、全会一致で知事へ答申

2 受理関係

⇒ 別紙受理報告一覧の事業について審議会へ報告

受 理 報 告

区 分	対 象 事 業 名 称	受 理 年 月 日
1 環 境 影 響 評 価 書	・江戸川清掃工場建替事業	令和元年7月19日
2 事 後 調 査 報 告 書	・中央新幹線 品川・名古屋間（工事の施行中その2）	令和元年6月25日
	・産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業（工事の完了後）	令和元年7月11日
	・（仮称）南町田計画（工事の施行中その1）	令和元年7月22日
	・都営長房団地建替事業（工事の施行中その9）	令和元年7月8日
3 着 工 届 （事後調査計画書）	・東京都市計画道路幹線街路環状第4号線（港区港南一丁目～同区白金台三丁目間）建設事業	令和元年7月29日
4 完 了 届	・六本木三丁目東地区再開発事業	令和元年7月16日
	・小田急電鉄小田原線（代々木上原駅～梅ヶ丘駅間）の連続立体交差及び複々線化事業	令和元年8月6日

令和元年度「東京都環境影響評価審査会」第6回総会
速 記 録

令和元年8月26日（月）
都庁第二本庁舎 31階 特別会議室 21

午前 11 時 02 分 開会

○森本アセスメント担当課長 おはようございます。定刻になりましたので始めさせていただきます。

本日は、お忙しい中、そしてまた、残暑厳しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

それでは、事務局から御報告申し上げます。現在、委員 21 名のうち 14 名の御出席をいただいております、定足数を満たしてございます。

それでは、令和元年度第 6 回総会の開催をお願いいたします。

本日は傍聴の申し出がございましたのでよろしくお願いします。

○柳会長 わかりました。皆さんおはようございます。

それでは、会議に入ります前に、本日は傍聴を希望される方がおられますので、「東京都環境影響評価審議会の運営の関する要綱」第 6 条第 3 項の規定により、会場の都合から傍聴人の数を 30 名程度といたします。

それでは、傍聴人の方を入场させてください。

(傍聴人入场)

○柳会長 傍聴の方は、傍聴を希望される案件が終了次第、退出されて結構です。

それではただいまから令和元年度東京都環境影響評価審議会第 6 回総会を開催いたします。

本日の会議は、次第にありますように、総括審議及び答申 1 件、受理報告を受けることといたします。

○柳会長 それでは、「首都高速都心環状線の地下化（神田橋 JCT～江戸橋 JCT）」特例的環境影響評価書案」の総括審議を行いたいと思います。この案件は、現在は東京都の環境影響評価条例の対象ではありませんが、今年の条例改正により、令和 3 年度から対象事業となるため、都市計画変更手続に合わせて特例的に環境アセスメント手続を実施したもので、対象業種の種類は道路の改築でございます。

本評価書案につきましては、令和元年 6 月 6 日に審議会に諮問されております。それでは事務局から説明をお願いいたします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。それでは、最初に事業の概要について説明させていただきます。お手元の資料の特例的環境評価書案の 1 ページに事業の概略、それから 5-4 ページに計画道路の位置図がまとめられてございます。

本事業は、現在の神田橋 JCT を起点とした約 1.8km の首都高速道路の改築事業で、神田橋 JCT から江戸橋 JCT までの首都高速都心環状線 1.2km を、現在の嵩上式から地下式に構造を変更し、江戸橋 JCT で高速 6 号向島線と接続する計画でございます。また、地下化後はこの区間の現在の都心環状線を撤去するものでございます。

皆様、タブレットの同期をお願いいたします。

資料 1-1、都民、関係区長の意見でございます。本評価書案に対しましては、都民から 2 件の意見書の提出がございました。また、関係区長である千代田区長及び中央区長から意見が提出されてございます。

最初に、都民からの主な意見ですが、景観については、大手町二丁目の開発は工事中で、その姿の予測は既に明らかにされており、景観の変化を示した完了後の図は想定すべきであるという御意見。

史跡・文化財については、開削工事であれば埋蔵文化財の発見が可能であるが、シールド工法では見つけにくいと想像され、室町一丁目から本町一丁目の特に浅い部分については沿岸部分であり、埋蔵文化財があった場合に発見できるのかという懸念の御意見。

事業計画等については、当道路計画案は幾つかの再開発予定地内にも道路が通る案であり、一体のものとして、それらの整合性のあり方とともに、各再開発の道路部分や接続部分のあり方も明確になっていないという御意見。

現橋脚の位置と地下道の位置関係が明らかにされておらず、シールド工事部分のそれぞれの既存高架道路橋脚の平面位置や支持杭の深さ等の断面も明示されていないため、その安全性の確認もできないという御意見。

また、首都高速道路（特に都心環状線）は、その老朽化が契機ではあるが、当該部分の地下化を既定路線として進める前に、まず首都高を含めた将来にわたる東京の交通体系全体のグランドデザインの中で検討すべきという御意見。

それから、3 つ下に参りまして、この地下化事業は、完成までに 20 年以上の期間を要し、その間、道路交通の体系は必然的に変化し、高齢化社会にふさわしいインフラの整備が進んでも首都高は放置され、メンテナンスの費用ばかりが膨張する。地震災害が迫る中、危険なインフラが放置されることが容易に想定され、都市の未来像を決定づける今回の首都高の地下化は、もっとオープンな議論の場をつくり、将来に禍根を残さないことが一番大切という御意見などがございました。

続いて、関係区長からの意見でございます。

千代田区長からは、大気汚染については、工事車両の走行に伴う窒素酸化物や粉じんによる大気汚染を防止するため、最新規制適合車の使用や周辺待機中のアイドリングストップの実施等、対策を徹底されたい。

騒音・振動については、工事期間中の周辺道路の交通状況を把握し、適宜工事車両の通行による交通煩雑削減のための適切な対策を図ることや、工事車両の通過ルートについては関係機関と十分協議し、周辺の交通渋滞及び沿道への騒音の防止に努められたいという御意見。

景観については、特例的環境影響評価書案 5.3.1 施工計画において、開削工事区間に千代田区が管理する常盤橋が含まれており、当常盤橋が震災復興橋梁であり、日本橋と同様のアーチ型の橋として貴重な土木構造である。また、常盤橋は区の景観重要物件にも指定されており、周辺の日本銀行や史跡常盤橋とともに歴史的な景観を形成しているため、橋の保存に向けて引き続き協議・検討をお願いしたいこと。工事範囲には、千代田区管理の常盤橋があるため、引き続き協議をお願いしたいという御意見をいただいております。

次に、中央区長からは、全般的事項として、事業地周辺は同時期に多数の開発事業が輻輳することから、工事用車両の通過ルートなどについて関係機関と十分に協議するとともに、工事用車両の集中を抑制するなど、周辺の交通渋滞の防止や交通安全の確保に努めることや、本事業は作業工程が 20 年にも及ぶ大規模な工事であり、事業地周辺における生活環境への影響が大きいため、十分に配慮することという御意見。

大気汚染については、工事施工中における大型工事用車両等の集中に伴い、自動車排出ガスにより局地的な大気汚染が懸念され、車両の搬出入ルート、待機場所の確保等適切な車両管理により、自動車排出ガスの低減に努めることという意見をいただいております。

騒音については、工事中における工事用車両の走行に伴う騒音が基準値を上回っており、さらに事業地周辺では、同時期に多数の開発事業が輻輳することから、工事用車両の適切な運行管理や施工の効率化等により工事用車両の全体台数を減らす等、騒音の対策を講ずること。

工事の完了後において高架部からトンネル部を通過する交通による騒音は、坂路になるため特に大きな影響が考えられるので、遮音壁等の防音対策には万全を期し、近隣住宅等の環境保全に特段の配慮することという御意見。

地盤については、トンネル、擁壁部の掘削工事に伴う地下水の汲み上げ等により、工事現場周辺はもとより当該地域から離れた地域にも地盤沈下が起こる可能性が考えられるので、工事に伴う掘削に当たっては、適時地盤高の測定を行うなど、広範囲にわたっての地盤沈下

の動向に留意すること。

工事の施工中においては、定期的に地盤変形調査を行い、地盤変形の状況を正確に把握するとともに、万が一、地盤変形があった際の対応について事前に準備しておくことという御意見をいただいております。

景観については、擁壁部及び換気所の景観については、構造等に配慮するとともに、近隣住民に圧迫感、威圧感を与えないように配慮すること。特に擁壁部は、接している歩行空間の安全及び圧迫感について十分配慮すること。

建築物の建築や工作物の建設をする場合は、地区計画やまちづくりガイドライン等に基づき、周辺環境及び都市景観に配慮すること。また、都の条例やマスタープラン等に適合する計画とすることという御意見をいただいております。

その他として、事業計画地周辺の開発計画との整合を関係事業者との協議、区道等公共施設の整備と調整について区との協議を求めること。

区の指導要綱の規定に準じ、今後の事業の進捗にあわせて、関係者に対する十分な事前説明をすること。

苦情相談の受付窓口を常設し、苦情等に対して速やかな対応を求める御意見をそれぞれいただいております。

これらの意見に対しましては、お手元の見解書の第6章において、事業者の考え方が示されております。

続いて、資料1-2 都民の意見を聴く会における公述意見の概要でございます。都民の意見を聴く会においては3名の公述がございました。都民の意見を聴く会について説明します。

最初に、大気汚染・騒音です。八重洲線・会社線（東京高速道路）について、今は極めて少ない交通量であるが、交通量が増大することになる。大気汚染・騒音の現状を維持できるのか、明記してほしい。

地下化から現道首都高速接道部分は現状よりきつい勾配になるのではないかと。勾配が相当になれば騒音や排気が増加することが想定されるが、これが明記されていない。

工事中における工事用車両の走行に伴う騒音が基準値を上回っている。もともと騒音があるところで、工事による増加量はわずかというのが都の考え方であると思うが、都がつくるものは全てにおいて超過項目はなくしてほしい。現状の騒音レベルを放ってよいということではいけない。

常盤橋換気所あたりの大気汚染物質の濃度が高まったり、NO₂やSPMが多量に排出された

りするのであれば、ろ過装置などの対策をしてほしい。また、トンネル内の換気が問題にならないように措置してほしいという公述意見がございました。

続いて、景観でございます。三環状の整備を進めることによって都心の通過交通をさばこうとしていたわけで、首都高都心環状線は大きな役割を終わらせることになるなら、多くの部分を撤去する検討に本格的に入る事が重要。都市景観を一変させて水と緑の調和した都市が生まれる可能性をここに出現させる事が重要。

日本橋に行くはずっと工事中ということが東京を観光都市にするということになるのか。歴史的環境、都市景観環境を全体として考えるべきという公述意見がございました。

続いて、事業計画でございます。重要な都市政策が利害関係者間の協議を中心に決定し、一般市民の意見を反映する場が設定されることもなく行政ペースで進められている。関係者、専門家、有識者、市民を入れた大きな円卓会議をつくるべき。

今回の1.8km 区間については大いに進めるべきと思うが、20年後の交通体系や物流のあり方を踏まえて、首都高の全体のあり方を考えるべき。

八重洲線も KK 線(東京高速道路)も範囲に入れた計画に対して環境アセスをすべき。一部の計画ではなく全体の道路計画を見せた上で、もう一度環境アセスをやり直してほしいと思う。

さまざまなルート案を考えた上でのルートなのか。川底を有効活用したルート案をつくることのできたのではないか。ルート案を複数つくって、その案に対して環境アセスをし、どちらがよいと判断できればよいという公述意見がございました。

その他としまして、ご覧のようにアセスの手續等に関する公述意見がございました。

これら都民及び関係区長の意見を踏まえ、各環境影響評価の項目の担当委員と検討した結果を答申案としました。

資料 1-3 をお願いします。答申案の内容について説明します。

第1 審議経過

本審議会では、令和元年5月31日に「首都高速都心環状線の地下化（神田橋 JCT～江戸橋 JCT）特例的環境影響評価書案について諮問されて以降、審議会において審議を行い、都民及び関係地域区長の意見等を勘案して、その内容について検討した。

その審議経過は付表のとおりである。

第2 審議結果

本事業の評価書案における調査、予測及び評価は、おおむね「東京都環境影響評価技術指針」に従って行われたものであると認められる。

なお、事業の実施に当たっては、次に指摘する事項について留意するとともに、都民や関係地域区長の意見などを勘案して、より一層の環境保全のための措置に努めること。

【大気汚染、騒音・振動 共通】

計画地に近接して、同時期に複数の開発事業による工事が計画されており、工事用車両が集中することによる影響が懸念されることから、周辺開発事業者と調整を図るなど、環境保全のための措置を徹底すること。

【騒音・振動】

工事用車両の走行による道路交通騒音について、騒音レベルの増加分は1 dB未満としているが、計画地周辺道路交通騒音レベルは現状でも環境基準を超えている地点があることから、環境保全のための措置を徹底すること。

【地盤、史跡・文化財 共通】

計画道路は他の路線や複数の地下鉄など、橋りょう等の公共性の高い重要施設に近接しており、また重要文化財である日本橋の直下を通ることから、地盤掘削や地下水揚水の実施に当たっては、これら地上及び地下の重要施設等に対し適切に配慮するとともに、地盤高や地下水位の観測データを注視し、計画地及びその周辺への影響の低減に努めること。

【景観】

小舟町交差点付近の擁壁区間に設置する高さ2mの構造物（壁）について、「神田川景観基本軸の景観形成の方針」を評価の指標としているが、当該方針は河川景観の形成を図るものであることから、構造物と日本橋川が一体となって眺望される地点においても、評価の指標を満足するよう必要な措置を講じること。

【廃棄物】

本事業は、20年の長期にわたり建設発生土及び建設廃棄物等の排出が考えられるこ

とから、発生抑制計画の十分な検討を行い、有効利用、再資源化を徹底し環境影響の低減に努めること。

以上で説明を終わります。

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、ただいまの説明について御担当の委員の皆様から何か補足説明などございますでしょうか。宗方委員から、どうぞ。

○宗方委員 景観についてですが、補足でコメントというか注文させていただきたいのですが、評価書案の7-300ページ、常盤橋の換気所の件で補足したいと思います。既存の建物と同じものができるので、眺望の変化の程度が小さいと予測されると当初考えられておりましたが、考え方としては、今巨大な高架があって、その横にどんとあるものということなので、もともと景観としては非常に質の悪い場所における存在に対する評価が既存のものになります。これが高架がなくなって、青空が返ってきた状態で、当然日本橋川上にもいろいろなアクティビティが発生しますと、当然そこにもとめられる景観の価値というのは変わってきますので、既存のものと同じものができたらそれでよしとする考えではなくて、効果がなくなった状態における、その場における景観の価値としての景観への配慮を考慮していただきたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにはいかがでしょうか。それでは、宮越委員、どうぞ。

○宮越委員 地盤についてですけれども、今、この案のとおり、事務局から御紹介いただいたとおり、この計画地周辺には重要施設、鉄道や高速道路、あと日本橋も含めてですけれども、重要施設が多数ありますので、その近傍で地下水の揚水や地盤掘削が予定されていますから、この案のような意見をつけるのは妥当だと考えます。

あと1点なのですが、このような地下地盤や地下水位の監視においては、これら重要施設の管理者と、工事に関する情報共有が欠かせないと思います。この点についても事務局から事業者にお伝えいただくのがよろしいのではないかと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに、それでは史跡・文化財について寺島委員、お願いします。

○寺島委員 地盤共通の史跡・文化財ですけれども、重要文化財である日本橋の直下は注意してほしいと、これはもう当然やっていただきたいのですが、もう1つ、ここでは触れてい

ないのですが、都民の意見でもありましたように、ここはちょうど江戸のおへそのようなところで、必ず遺跡と申しますか、何らかの痕跡が全ての範囲にわたってあるはずなのですね。江戸時代の構築物は必ず。明治以降に壊されていなければ必ず、全ての地点であるはずなので。ただ、反面、難工事が予想されるということで、都民の意見でもシールド工法の場合に遺跡がちゃんと確認できるのかという心配がございましたが、十分に千代田区あるいは中央区の教育委員会の方と協議をして、どういう方法で確認していくのか、どのように調査をしていくのか、十分にすり合わせをした上で工事をやっていっていただきたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。それでは、大気・騒音・振動共通で森川委員、お願いします。

○森川委員 大気汚染については、都民の皆さんや区長さんからも御意見をいただいているのですけれども、評価書案に沿ったやり方で対応していただければいいのかなと思うのですが、ここで付けましたのが、この地域は開発というか、再開発が進んでおりまして、工事が本当にあちこちで行われておりまして、工期も長いので、このように周辺の工事の場所のところとも十分意思疎通を図って進めていくようお願いしたいと思っています。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに。それでは、騒音・振動で坂本第二部会長、お願いします。

○坂本第二部会長 騒音・振動について2点、ここに意見として書いてあることと同じなのですが、事業者の首都高は環境配慮に関しては十分やっていただけるものと思っているのですけれども、ただ、こういう騒音の大きなところで事業をされる場合には、私はいつも申し上げていることなのですが、評価の基準が現状から1dB未満だったらよいということになっているのですが、その1dBというのはレベルの大きさによって意味合いが異なるので、もともと騒音が大きいところほど気をつけていただきたい。1dBであっても、その大きさがかなり違う。例えば70dBに60dBの騒音が加わっても70.4にしかならないのですが、もともと60dBしかないところに60が加わると63dBになるということで、同じものが加わっても、レベルの増加量は変わってくるので、そのところは十分留意していただきたいということが1点。

そういうふう考えたときに、この事業が複数進められているのですが、事業者のほうはその事業の段階でどれだけの環境負荷が増えるかということの評価されるわけですが、それがたくさん重なると、1dBではなくて、総合すると2dBになったり3dBになったりすることもあり得るので、特にこういうふうな事業が集中しているところでは、その辺に関しては

留意していただきたい。

以上、2点です。

都民の意見にもあったのですが、こういった現状を、騒音が大きいと、もともと大きいという現状は放っておいてよいというわけではなくて、常に騒音低減のための努力を進めていくべきであるという意見には私も賛成いたします。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。それでは、廃棄物の補足を池本委員にお願いします。

○池本委員 廃棄物でも意見を出させていただいたのですが、そこでは、20年にわたり、長期にわたって排出が考えられるということで意見を出させていただきました。20年という形、全体として評価書案の中では出されているのですが、その中でもおそらく発生する時期というのは固まっている時期であると思いますし、20年、全般的に開かれているわけではないと思いますので、その出る時期に応じて適切な発生抑制対策であったり、有効利用の対策をとっていただきたいということです。

それから、ボリュームも、建設発生土に関しては50万 m^3 を超えていますので、量が多いということから、そちらに対してもなるべく削減の発生抑制の対策を進めていくことが重要ではないかと考えています。それは、発生抑制の対策とか有効利用、再資源化を徹底することで何かいろいろな負荷を加えてそういったことをやってほしいということではなくて、環境負荷全体を抑えるような事業としてほしいという一環として、廃棄物を抑えることがそれに役立つのではないかなという思いがありまして、このような意見をつけさせていただきました。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに何か御意見等ございますでしょうか。

それでは、ほかに御発言がないようですので、ただいま事務局から説明していただいた各委員からの御意見を審議会の答申としたいと思います。よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○柳会長 ありがとうございます。

それでは、そのようにさせていただきます。

それでは、答申書を読み上げてください。

○森本アセスメント担当課長 承知しました。少々お待ちください。先生方、タブレットの「同期」をお願いします。

それでは読み上げさせていただきます。

それでは、答申書を読み上げます。

31 都環審第 21 号

令和元年 8 月 26 日

東京都知事殿

東京都環境影響評価審議会

会長 柳 憲一郎

「首都高速都心環状線の地下化（神田橋 JCT～江戸橋 JCT）」に係る特例的環境影響評価書案について」答申

令和元年 6 月 6 日付 31 環総政第 180 号、諮問第 498 号で諮問があったことについて、当審議会の意見は別紙のとおりです。

別紙については、先ほど審議いただきました資料 1-3 のとおりでございます。

以上でございます。

○柳会長 それでは、ただいま朗読しましたとおり、知事に答申することにいたします。

次に、受理関係について事務局からの報告をお願いします。

○森本アセスメント担当課長 承知いたしました。お手元の資料 2 をご覧ください。

受理報告は、今月は環境影響評価書案が 1 件、事後調査報告書が 4 件、着工届が 1 件、完了届 2 件を受理してございます。

最初に江戸川清掃工場建替事業の環境影響評価書について、評価書案に対する審査意見書の反映状況を報告させていただきます。こちらの資料をご覧ください。

江戸川清掃工場建替事業の評価書案につきましては、大気汚染、騒音・振動、土壌汚染、この 3 つの項目について意見が付されてございます。

大気汚染については、環境影響評価書案審査意見の内容としましては、建設機械の稼働に伴う大気汚染の評価において、評価の指標を下回るとしているが、二酸化窒素の最大着地濃度地点では本事業による寄与率が高い上に、計画地近傍には保育所、福祉施設及び住宅が存在していることから、環境保全のための措置を徹底するとともに、より一層の環境保全のた

めの措置についても検討することという意見でございます。

これに対して、環境影響評価書の記載内容ですが、こちらのページ色の評価書、本編の209 ページになります。こちらに、工事の施行中において建設機械が集中稼働しないように工事工程を計画すること。それと建設機械のアイドリング・ストップを励行すること。この2点を環境保全のための措置に追記してございます。

続きまして、騒音・振動でございます。騒音・振動の審査意見の内容としましては、ごみ収集車両等の走行に伴う騒音・振動について、大型車交通量における本事業の割合が高い地点があつて、また、現況においても騒音の環境基準を超えている地点もあることから、環境保全のための措置を徹底し、騒音の低減に努めることという内容です。

これに対して、評価書の記載内容としましては、本編の316 ページになりますが、ごみ収集車両の運転手等の関係者に環境保全のための措置の内容を周知徹底することを環境保全のための措置に追記したとなっております。

続いて、土壌汚染ですが、審査意見の内容としては、汚染土壌封じ込め槽を改変することはないとしているが、封じ込めによる対策は工事の完了後も継続することから、構造を明らかにした上で、機能が維持されるよう適切に管理することという内容でございます。

これに対する環境影響評価書の記載内容としては、本編331 ページから335 ページにかけてですが、封じ込め槽の構造図を追記しまして、封じ込め処理を行った汚染土壌中の有害物質濃度等を記載してございます。こちらは本編の333 ページをご覧くださいませでしょうか。

333 ページのところに本文がございまして、本文の下から2行なのですが、本事業においては、封じ込め槽について改変する計画はない。封じ込め槽近辺を掘削する際には、それに先立ち掘削範囲に山留め壁を構築し、封じ込め槽への影響を防止すると。事業者としては、こうした認識でございます。

評価書案の段階では、334 ページから335 ページにかけてなのですが、こうした封じ込め槽の構造図が具体的に示されていませんでした。今回、この建替事業の前の建替えのときには、アセス図書のようにこちらの構造図がありまして、今回の建替え時の評価書案のときにはなかったと。

また、この後、20年ぐらいですかね、一定期間経って、また建替事業を行う際に、構造がどうなっていたのかということが風化しないように継続性をちゃんと持たせるようにという、先生からの指摘もありましたので、こうしたことを踏まえての評価書への反映となっております。

以上が江戸川清掃工場建替事業の評価書への反映についての説明でございます。

続きまして、事後調査報告書について、事前に各委員からいただきました助言事項などについて報告させていただきます。

○宮田アセスメント担当課長 資料につきましては「受理報告に係る助言事項一覧」になります。委員の皆さんにおかれましては、事前にお忙しい中、図書の御確認をしていただきまして、誠にありがとうございました。今回はこちらの資料に示すとおり助言事項をいただいております。事後報告書について、事業名は「中央新幹線 品川・名古屋間」(工事の施行中その2)につきまして、袖野委員、平林委員からいただいております。廃棄物につきまして、廃棄物の発生量のみが記載されていますが、有効利用・再生利用を適切に行い、再生利用できなかったものは適切に処理していたという点も重要であることから、概要に記載すべきと考えますというものでございます。

もう1点、その他につきまして、18ページから23ページ、これは最初は概要部分なのですが、こちらに基準値を下回ったかどうかのみが記載されており、事前の予測値との比較が何も記載されていない、まとめてでよいが「全ての項目において事前に予測されたとおりに、」など記載してほしいというものでございます。

もう1点、事業名「(仮称)南町田計画」(工事の施行中その1)について、池本委員から2点の助言事項をいただいております。まず、騒音・振動につきまして、51ページ、建設作業振動の表の一番下に平均値を示していますが、振動はL₁₀で評価することからも、平均ではなく、高い値の時の時をどうするかを検討するのがよいため、平均という記載は勘違いを生むように感じました。値の割には苦情が出ているので、そのように感じましたというものでございます。

もう1点、廃棄物につきまして、84ページ、写真4-1工事工程からするとコンクリート殻、鉄くずが添付画像のような状態ではないかもしれませんが、街中での事業であり、粉じん抑制対策にも十分御留意していただくことがよいように感じましたということでした。

4つの意見とも、事後調査報告書が、事業者から提出されときに誤解を与えない、また都民によりわかりやすい図書にするという観点から、非常に重要な助言事項ということで事業者が今後しっかり対応していただくように進めてまいりたいと思っております。

先生の皆様から、こちらの内容について御承諾が得られましたら、この後、事務局から事業者にお伝えしたいと考えております。

○柳会長 ありがとうございます。

ただいまの説明について何か御質問等ございますでしょうか。何か追加的に御意見はございますか。

○池本委員 廃棄物の補足なのですが、84 ページからすると、「コンクリートのような状態ではないかもしれませんが」と書いているところですが、言葉足らずで、もう今はこのような状況ではないかもしれませんがという趣旨になっています。工事工程など後ろのほうを見ていると、もうこの段階は過ぎているのかなというふうには感じるのですが、もし関連するようなことがあれば粉じん対策とか、そういったところにも御留意いただくことがいいのではないかという趣旨でコメントさせていただきました。

○柳会長 それでは、今のような内容でお伝えいただけるかと思います。

○宮田アセスメント担当課長 あと、コメントもいただいていますので、この場で御紹介させていただきたいと思います。

池本委員、森川委員からも、こちらの指導・助言事項以外にもコメントをいただいておりますので、御紹介させていただきたいと思います。

まず、森川委員からいただいておりますのが、資料2の事後調査報告書の2つ目、「産業廃棄物（埋設廃棄物等）処理施設建設事業」（工事の完了後）につきましてコメントをいただいております。今回が最後の事後報告となります。今後の自主管理についてベンゼン、四塩化炭素のような有害物質が検出されており、これからも廃棄物により、さまざまな対応に努められると思うので、有害物質の測定を継続されることがよいというコメントをいただいております。

また、「(仮称)南町田計画」（工事の施行中その1）の事後調査報告書につきましても、工事に関する大気汚染の影響についてNO₂とSPMは評価書の濃度の数値が細かったため、予測値と測定値の差分も細かい数値までなっておりますが、測定精度はそこまでないので、小数点以下3位までの記載で十分であるというコメントをいただきました。

また、池本委員から、「(仮称)南町田計画（工事の施行中その1）」の事後調査報告書につきまして、アスベストの対策について画像つきで詳細に記載されており、わかりやすくまとめられているというコメントをいただきました。

こちらの、森川委員、池本委員のコメントにつきましても、事業者にお伝えさせていただきたいと思います。

○柳会長 ありがとうございます。

ほかに何か、ただいまの説明についても御質問等ございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

はい、ありがとうございます。それでは御発言がないようですので受理関係についてはこれで終わりたいと思います。

○柳会長 その他ですが、私から連絡事項が1点あります。第二部会に所属の渡邊委員ですが、業務の関係で長期にわたって欠席されるとの連絡がありました。このため、その間、堤委員に第二部会を併任していただくこととしたいと思います。堤委員、どうぞよろしくお願いいたします。

ほかに何か、皆さんからございますでしょうか。

特にないようですので、これをもちまして本日の審議会を終わりたいと思います。皆様、どうもありがとうございました。

○柳会長 それでは、傍聴人の方は退場をお願いいたします。

(傍聴人退場)

(午前 11 時 43 分 閉会)